

## 株 主 各 位

栃木県小山市本郷町三丁目4番18号  
株式会社フライングガーデン  
代表取締役社長 野 沢 八千万

### 第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県小山市犬塚二丁目29番2号  
「メゾン エルミタージュ」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日は午前9時15分より受付を開始いたします。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fgarden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、次ページをご確認ください。

お土産品の配布につきましては前回同様、今回も中止させていただきます。

株主の皆様へ

## 当社第40期定時株主総会 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、下記対応を取らせていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

### 1. 当社の対応について

- ・株主総会の運営にかかわるスタッフは、検温等を含め体調を確認したうえで参加いたします。また、原則マスクを着用させていただきます。
- ・会場内スペース（座席等）につきましては、余裕をもって配置する予定でございます。
- ・短時間での運営に努めますので、ご協力の程お願い申し上げます。

### 2. 株主様へのお願い

- ・**今回の株主総会につきましては、事前の議決権行使を推奨いたします。**
- ・株主総会にご出席をご検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意頂き、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

### 3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・受付にて、非接触型体温計による検温をお願いいたします。一定以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ・マスクの着用、手指の消毒、検温の実施等にご協力いただけない場合は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声掛けさせていただく場合がございます。

### 4. その他

- ・**本総会では、お土産品の配布は中止させていただきます。**

本総会会場におきましては、感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除する事は出来ません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身及び周囲の感染防止のために慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fgarden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による政府の緊急事態宣言の発出を受け、外出自粛や各自自治体からの営業自粛要請等により、個人消費が急減するなど経済活動が大幅に落ち込み、非常に厳しい状況でありました。

外食業界におきましては、4月の緊急事態宣言以降、休業や営業時間の短縮を余儀なくされました。5月の緊急事態宣言の解除後、Go Toキャンペーンなどの下支えもあり個人消費は徐々に回復しつつありましたが、12月に入り感染再拡大による地方自治体からの深夜営業自粛要請、1月には2度目の緊急事態宣言の発出などさらに厳しい状況になりました。

このような環境下で、当社は従業員の毎日の体温測定を含めた健康状態の確認に加え、マスク着用、手指の消毒等、衛生管理を徹底し、店舗ではアルコール消毒液の設置や客席の入替時の拭き上げの徹底等、感染予防対策を行いながら、地方自治体による営業時間短縮要請に対応し、営業を継続してまいりました。

店舗数につきましては、当事業年度中に坂東ヨークタウン店、館林店を閉店しましたが、お持ち帰り専門の新業態「フラガ★デリカ桐生巴町店」を開店しましたので、当事業年度末の店舗数は59店舗となりました。

当事業年度の業績につきましては、10月にテレビ番組で紹介され、一時的に来客数が大幅に増加したものの新型コロナウイルス感染拡大による2度の緊急事態宣言の発出による来客数の減少が響き、売上高は5,993,287千円(前年同期比14.8%減)となりました。

利益面では、原価率の低減及び固定費の削減など経費を全面的に見直したことなどから当事業年度の営業利益は149,944千円(前年同期比41.9%増)、助成金収入117,340千円を営業外収益に計上したことから経常利益は292,632千円(前年同期比101.9%増)と大幅に増加し、減損損失78,419千円等を特別損失に計上したものの当期純利益は111,718千円(前年同期比21.6%増)となり、減収増益となりました。

## ② 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額69,205千円であり、その内訳は、次のとおりであります。

| 設備の内容  | 投資額      |
|--------|----------|
| 既存店舗投資 | 35,423千円 |
| 新店舗投資  | 15,850千円 |
| その他    | 17,931千円 |

## ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 37 期<br>(2018年3月期) | 第 38 期<br>(2019年3月期) | 第 39 期<br>(2020年3月期) | 第40期(当期)<br>(2021年3月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 7,555,224            | 7,321,877            | 7,031,646            | 5,993,287              |
| 経 常 利 益(千円)   | 463,231              | 327,881              | 144,920              | 292,632                |
| 当 期 純 利 益(千円) | 318,049              | 275,701              | 91,841               | 111,718                |
| 1株当たり当期純利益(円) | 220.04               | 190.75               | 63.55                | 77.30                  |
| 総 資 産(千円)     | 3,256,694            | 3,344,678            | 3,200,236            | 3,218,730              |
| 純 資 産(千円)     | 1,662,254            | 1,894,435            | 1,942,919            | 2,025,732              |
| 1株当たり純資産額(円)  | 1,150.07             | 1,310.78             | 1,344.33             | 1,401.63               |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今回の新型コロナウイルスに関する影響がどこまで続くか見通せない中、どのようにお客様、従業員、他のステークホルダーに向き合い会社を存続させていくかが喫緊の課題となります。

当社は当面の課題として以下の項目に取り組んでまいります。

- ① 感染予防対策及び衛生管理の徹底
- ② 売上高の確保
- ③ 正社員、パート、アルバイトの雇用の維持
- ④ 店舗の労働生産性の向上

また、継続して以下の項目に取り組んでまいります。

- ① 食材の安全・安心の追求
- ② 営業体制の強化
- ③ 労働環境整備による社員定着率の向上

今後は、全社員一丸となって以上の課題に積極的に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は「私達は人類の幸福を向上させるために、思いやりの心を持つ優秀な人材を採用育成し、社員の幸せと、お客様満足度日本一の企業を目指し、適正利潤を確保し、社会貢献致します。」という経営理念のもとに、爆弾ハンバーグをメニューの中心とした郊外型レストラン「フライングガーデン」の直営多店舗展開を事業の主たる内容としております。

当社の出店形態は、郊外型のロードサイド店を中心とし、出店地域は栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県となっております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 本社   | 栃木県小山市本郷町三丁目4番18号     |     |
| 栃木工場 | 栃木県河内郡上三川町大字多功2579番地3 |     |
| 店舗   | 埼玉県                   | 17店 |
|      | 栃木県                   | 16店 |
|      | 茨城県                   | 11店 |
|      | 群馬県                   | 11店 |
|      | 千葉県                   | 4店  |
|      | 合 計                   | 59店 |

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 172 (605) 名 | 4名増 (121名減) | 36.3歳 | 10.7年  |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. パート及びアルバイトの人数が前期末と比べて121名減少しておりますが、その主な理由は、店舗の閉店及び営業時間の変更によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額     |
|--------------|---------|
| 株式会社 足利銀行    | 1,210千円 |
| 株式会社 常陽銀行    | 1,210   |
| 株式会社 三菱UFJ銀行 | 1,210   |
| 株式会社 群馬銀行    | 726     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,449,168株
- (3) 株主数 2,111名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| 野 沢 八 千 万                | 416,390株 | 28.8%   |
| 有 限 会 社 ア ク テ ィ ヴ        | 120,960  | 8.4     |
| 野 沢 卓 史                  | 66,124   | 4.6     |
| 野 沢 通 子                  | 54,144   | 3.7     |
| 野 沢 良 史                  | 51,724   | 3.6     |
| F G 持 株 会                | 45,216   | 3.1     |
| 須 田 忠 雄                  | 31,844   | 2.2     |
| 株 式 会 社 足 利 銀 行          | 28,800   | 2.0     |
| ザ バンク オブ ニューヨークメロン140040 | 20,500   | 1.4     |
| 綾 羽 静 江                  | 20,000   | 1.4     |

(注) 持株比率は自己株式 (3,899株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

| 地 位             | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|-----------------|-----------|----------------|
| 代 表 取 締 役 社 長   | 野 沢 八 千 万 |                |
| 代 表 取 締 役 副 社 長 | 野 沢 卓 史   | 営 業 本 部 長      |
| 常 務 取 締 役       | 片 柳 紀 之   | 営 業 支 援 本 部 長  |
| 取 締 役           | 長 野 令     | 立 地 開 発 部 長    |
| 取 締 役           | 関 根 則 次   | 関根公認会計士事務所所長   |
| 常 勤 監 査 役       | 石 島 仁 司   |                |
| 監 査 役           | 荒 井 真 澄   |                |
| 監 査 役           | 内 野 直 忠   | 公認会計士内野直忠事務所所長 |
| 監 査 役           | 石 川 伸 治   | 石川伸治税理士事務所所長   |

- (注) 1. 取締役関根則次氏は社外取締役であります。
2. 監査役石島仁司氏、監査役荒井真澄氏、監査役内野直忠氏及び監査役石川伸治氏は社外監査役であります。なお、当社は、石川伸治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役内野直忠氏及び監査役石川伸治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役内野直忠氏は公認会計士の資格を有しております。
  - ・ 監査役石川伸治氏は税理士の資格を有しております。
4. 2020年6月25日付で、片柳紀之氏は常務取締役に就任いたしました。
5. 2021年3月31日をもって、宮村哲也氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は購買部長兼商品開発部長でありました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料を全額負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、

- ・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- ・被保険者の犯罪行為
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由

など、保険会社の約款に抵触する場合には填補の対象としないこととしております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、役員報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

当該方針の内容は次のとおりです。

イ. 当社の役員報酬の決定にあたっては次の事項を基本方針とする。

- (a) 当社は、短期的に過大な利益を追求することなく、安定的な利益を長期的に追求することを経営理念とする。その経営理念と業績連動型役員報酬は合致しないことから、取締役報酬については固定報酬のみとする。取締役報酬は、業績と全従業員の給与水準を勘案し、公平性、客観性、妥当性の観点から決定する。
- (b) 監査役報酬については、その役割と独立性の観点から固定報酬とする。

ロ. 当社の役員報酬の決定にあたっては以下の手順で行うものとする。

- (a) 取締役の個別報酬額については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各取締役の職位、職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し代表取締役及び常務取締役が検討し、取締役会において他の取締役と協議の上、決議する。

- (b) 取締役の個別報酬は、上記 (a) で定めた固定報酬を毎月現金で支払い、それとは別途に、退任時に役員退職慰労金規程に定められた金額を役員退職慰労金として支払うこととして每期引当金を費用計上する。
- (c) 取締役報酬の客観性と妥当性を確保するため、取締役会で社外役員とも充実した議論を行い、十分な牽制を行えるよう心掛ける。
- (d) 監査役の個別報酬額については、あらかじめ株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定する。
- (e) 監査役の個別報酬は、上記 (d) で定めた固定報酬を毎月現金で支払い、それとは別途に、退任時に役員退職慰労金規程に定められた金額を役員退職慰労金として支払うこととして每期引当金を費用計上する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ②当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

| 区 分                | 支給人員      | 報酬等の額               |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(1) | 69,235千円<br>(1,725) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(4)  | 8,460<br>(8,460)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(5) | 77,695<br>(10,185)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月29日開催の第21期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第25期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 上記の報酬等の額には、2021年3月31日をもって辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額6,383千円（取締役6名に対して6,098千円（うち社外取締役90千円）、監査役4名に対して285千円（うち社外監査役285千円））が含まれております。

#### (4) 社外役員の状況

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役関根則次氏は、関根公認会計士事務所の所長であります。当社は関根公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

監査役内野直忠氏は、公認会計士内野直忠事務所の所長であります。当社は公認会計士内野直忠事務所との間に特別な関係はありません。

監査役石川伸治氏は、石川伸治税理士事務所の所長であります。当社は石川伸治税理士事務所との間に特別な関係はありません。

#### ②取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（11回開催） |        | 監査役会（6回開催） |        |
|---------|-------------|--------|------------|--------|
|         | 出席回数        | 出席率    | 出席回数       | 出席率    |
| 取締役関根則次 | 11回         | 100.0% | -          | -      |
| 監査役石島仁司 | 11          | 100.0  | 6回         | 100.0% |
| 監査役荒井真澄 | 11          | 100.0  | 6          | 100.0  |
| 監査役内野直忠 | 10          | 90.9   | 6          | 100.0  |
| 監査役石川伸治 | 10          | 90.9   | 6          | 100.0  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③取締役会及び監査役会における発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役関根則次氏は、社外取締役として議案、審議等につき、公認会計士の専門性を活かし、経営管理の観点等から必要な発言を適宜行っております。

監査役石島仁司氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役荒井真澄氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役内野直忠氏は、社外監査役として、公認会計士の専門性を活かし、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役石川伸治氏は、社外監査役として、税理士の専門性を活かし、取締役会及び監査役会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

①名称 監査法人A&Aパートナーズ

②報酬等の額

|                                  | 支払額      |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 16,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人に、お客様をはじめとして、株主様・取引業者様・地域社会等のすべてのステークホルダーとともに、会社の持続的な繁栄の実現のために、法令等の遵守を企業活動の根源とすることを周知徹底いたします。

そのため代表取締役は、代表取締役の下に、コンプライアンス体制の統括・管理をする組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人に対してのコンプライアンス教育や啓発活動を行います。

当社は、行動規範及びコンプライアンス基本規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程を制定し、整備します。同時に、法令違反その他のコンプライアンスに関する通報体制を整備し、内部通報窓口を設置します。

通報発生後の対応については、内部通報窓口経由でコンプライアンス委員会及び監査役会に報告し、各部門と再発防止策を策定し改善を図る体制にします。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとします。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行い、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

#### ③ 損失の危険の管理に関する体制

代表取締役は、当社の将来的な企業発展を脅かすリスクに対応するべく、リスクマネジメントの責任者として、リスク管理統括役員を任命し、各部門長とともに、全社的なリスクの評価と迅速かつ実践的な対応を行います。リスク評価の実施により、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し対応いたします。

また各部門においては、既存の規程・マニュアルを見直すとともに、各部門ごとのリスク管理体制を確立いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会でのより慎重な審議を促進するために、取締役及び部門長が出席する経営会議を毎月2回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。

また各部門長は、各職務分掌に基づき事業計画で決定している施策及び効率的な業務を執行するとともに、取締役会及び経営会議においてその執行状況を定期的に報告し、目標に対しての改善を行います。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。

なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務の補助を優先して従事します。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席することができます。また、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求め、何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報は速やかに、内部通報窓口担当及びコンプライアンス委員会から、監査役会に報告することを徹底します。

監査役の監査業務を効率的に遂行するために、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。監査役に報告を行った者に、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要なのは正を行うこととします。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、行動規範で、広く社会が認める企業であるために、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらないことを定めております。そのような個人・団体から不当要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備運用しております。

行動規範については、代表取締役直轄の内部監査室が、店長会議等で法令遵守の教育を実施するなど全従業員に周知徹底を図っております。

諸規定の遵守については、定例の会議において管理職が社内規程集の読み合わせを実施しております。

コンプライアンスに関する通報に関しては、コンプライアンス委員会が監査役に報告の上対応し、結果については経営会議で報告しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>I 流動資産</b>   | <b>917,850</b>   | <b>I 流動負債</b>    | <b>684,887</b>   |
| 現金及び預金          | 705,406          | 買掛金              | 156,007          |
| 売掛金             | 122,826          | 1年内返済予定の長期借入金    | 4,356            |
| 商品及び製品          | 4,133            | 未払金              | 278,704          |
| 原材料及び貯蔵品        | 26,727           | 未払費用             | 36,461           |
| 前払費用            | 53,217           | 未払法人税等           | 99,747           |
| その他             | 5,539            | 未払消費税等           | 70,788           |
| <b>II 固定資産</b>  | <b>2,300,880</b> | 預り金              | 2,997            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,334,686</b> | 前受収益             | 6,673            |
| 建物              | 3,678,886        | 賞与引当金            | 25,406           |
| 構築物             | 859,590          | その他              | 3,745            |
| 機械及び装置          | 384,802          | <b>II 固定負債</b>   | <b>508,111</b>   |
| 車両運搬具           | 4,275            | 退職給付引当金          | 130,650          |
| 工具、器具及び備品       | 387,715          | 役員退職慰労引当金        | 179,944          |
| 土地              | 274,513          | 資産除去債務           | 174,785          |
| 建設仮勘定           | 7,889            | 受入保証金            | 22,665           |
| 減価償却累計額         | △4,262,987       | 長期前受収益           | 65               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>179,843</b>   | <b>負債合計</b>      | <b>1,192,998</b> |
| 借地権             | 136,098          | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| ソフトウェア          | 36,613           | <b>株 主 資 本</b>   | <b>2,025,732</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,980            | 資本金              | 579,900          |
| 電話加入権           | 4,576            | 資本剰余金            | 496,182          |
| その他             | 574              | 資本準備金            | 496,182          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>786,350</b>   | <b>利益剰余金</b>     | <b>955,890</b>   |
| 差入保証金           | 264,856          | その他利益剰余金         | 955,890          |
| 長期前払費用          | 17,855           | 繰越利益剰余金          | 955,890          |
| 繰延税金資産          | 183,795          | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△6,240</b>    |
| 保険積立金           | 315,745          | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>2,025,732</b> |
| その他             | 4,097            | <b>負債純資産合計</b>   | <b>3,218,730</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,218,730</b> |                  |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 5,993,287 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,752,740 |
| 売 上 総 利 益               |        | 4,240,546 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 4,090,602 |
| 営 業 利 益                 |        | 149,944   |
| 営 業 外 収 益               |        | 171,839   |
| 営 業 外 費 用               |        | 29,150    |
| 経 常 利 益                 |        | 292,632   |
| 特 別 損 失                 |        | 89,115    |
| 減 損 損 失                 | 78,419 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 10,696 |           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 203,517   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 91,543 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 255    | 91,798    |
| 当 期 純 利 益               |        | 111,718   |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

|                         | 株 主 資 本 |           |               |                 |               |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|---------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金       |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | そ の 他 剰 余 金 計 合 | 利 益 剰 余 金 計 合 |         |             |
| 2020年4月1日 期首残高          | 579,900 | 496,182   | 496,182       | 873,077         | 873,077       | △6,240  | 1,942,919   |
| 事業年度中の変動額               |         |           |               |                 |               |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |               | △28,905         | △28,905       |         | △28,905     |
| 当期純利益                   |         |           |               | 111,718         | 111,718       |         | 111,718     |
| 自己株式の取得                 |         |           |               |                 |               | -       | -           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |               |                 |               |         | -           |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -         | -             | 82,813          | 82,813        | -       | 82,813      |
| 2021年3月31日 期末残高         | 579,900 | 496,182   | 496,182       | 955,890         | 955,890       | △6,240  | 2,025,732   |

|                         | 純資産合計     |
|-------------------------|-----------|
| 2020年4月1日 期首残高          | 1,942,919 |
| 事業年度中の変動額               |           |
| 剰余金の配当                  | △28,905   |
| 当期純利益                   | 111,718   |
| 自己株式の取得                 | -         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | -         |
| 事業年度中の変動額合計             | 82,813    |
| 2021年3月31日 期末残高         | 2,025,732 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・ 原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

##### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

##### 定額法

##### ③ 長期前払費用

##### 定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務(従業員の自己都合による期末要支給額)に基づき計上しております。

##### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末に適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形固定資産 1,334,686千円

(2) 識別した項目に関わる重要な会計上の見積りに関する情報

当社は当事業年度末に保有する固定資産について、減損の兆候の有無を確認したうえで減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。

減損の兆候の有無の確認、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本としたグルーピングを行っており、店舗が生み出す将来キャッシュ・フローや資産グループの時価等の仮定を用いた合理的な見積りを行っております。また、店舗が生み出す将来キャッシュ・フローを算出するにあたっては、店舗別の予算を基準として見積りを行っております。

「6. 損益計算書に関する注記（1）減損損失」に記載のとおり、当事業年度末に保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれる固定資産に対して減損損失を計上しておりますが、当社は特に店舗が保有する有形固定資産が多額のため、今後も店舗の業績悪化や地価等の大幅な下落等が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は当社の業績にも大きな影響を及ぼしております。今後も当社の業績に影響を及ぼすことが想定されますが、その影響は2022年3月期を通じて続く想定しております。

当社はこの仮定のもと、固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

## 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、閉店による退去の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額21,879千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産の一部については減損損失として処理をしたことにより、当事業年度の税引前当期純利益が9,376千円減少しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれる8店舗につきまして計上したものであります。

### (2) 固定資産除却損

館林店の閉店に伴う建物等の解体によるものであります。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,449,168株  | －株         | －株         | 1,449,168株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 3,899株      | －株         | －株         | 3,899株     |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2020年6月25日開催の第39期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 28,905千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月26日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年6月24日開催の第40期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 28,905千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月25日

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金     | 7,738千円   |
| 未払水道光熱費   | 9,102千円   |
| 未払事業税     | 7,238千円   |
| 退職給付引当金   | 39,796千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 54,810千円  |
| 有形固定資産    | 87,958千円  |
| 資産除去債務    | 58,633千円  |
| その他       | 3,688千円   |
| 繰延税金資産小計  | 268,967千円 |
| 評価性引当額    | △66,234千円 |
| 繰延税金資産合計  | 202,733千円 |

(繰延税金負債)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 資産除去債務    | 16,951千円  |
| 差入保証金     | 1,985千円   |
| 繰延税金負債合計  | 18,937千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 183,795千円 |

## 9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

### ①金融商品に関する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入にて調達しております。

### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、概ねクレジットカード会社に対するものであり、回収期間は1ヶ月以内であります。

差入保証金は、店舗に係る敷金及び建設協力金であり、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2ヶ月であります。

受入保証金は、店舗敷地の一部転貸に係る敷金及び建設協力金であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金は上記のとおりであります。また、店舗土地建物に係るオーナー様については、担当者が定期的に訪問、面談を行っております。

(ロ)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|----------------|-----------|-----------|--------|
| ①現金及び預金        | 705,406   | 705,406   | —      |
| ②売掛金           | 122,826   | 122,826   | —      |
| ③差入保証金         | 264,856   | 258,620   | △6,236 |
| 資産計            | 1,093,089 | 1,086,853 | △6,236 |
| ①買掛金           | 156,007   | 156,007   | —      |
| ②1年内返済予定の長期借入金 | 4,356     | 4,356     | —      |
| ③未払金           | 278,704   | 278,704   | —      |
| ④未払法人税等        | 99,747    | 99,747    | —      |
| ⑤未払消費税等        | 70,788    | 70,788    | —      |
| ⑥受入保証金         | 22,665    | 22,284    | △381   |
| 負債計            | 632,268   | 631,887   | △381   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ③差入保証金

当社では、差入保証金に関しては、その将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値で算定しております。

#### 負債

### ①買掛金、②1年内返済予定の長期借入金、③未払金、④未払法人税等、⑤未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ⑥受入保証金

当社では、受入保証金に関しては、その将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクを加味し合理的と思われる利率で割り引いた現在価値で算定しております。

## 2. 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超   |
|--------|---------|---------|----------|--------|
| 現金及び預金 | 705,406 | —       | —        | —      |
| 売掛金    | 122,826 | —       | —        | —      |
| 差入保証金  | 14,412  | 127,356 | 96,393   | 26,694 |
| 合計     | 842,645 | 127,356 | 96,393   | 26,694 |

## 3. 長期借入金等の返済予定額

(単位：千円)

|               | 1年以内  | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|---------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,356 | —           | —           | —           | —           | —      |
| 受入保証金         | 347   | 231         | 2,156       | —           | 3,600       | 16,330 |
| 合計            | 4,703 | 231         | 2,156       | —           | 3,600       | 16,330 |

10. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,401円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円30銭    |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 フライングガーデン

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ  
東京都中央区

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 加賀美弘明 | Ⓢ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松本浩幸  | Ⓢ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フライングガーデンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社フライングガーデン 監査役会

|       |         |         |   |
|-------|---------|---------|---|
| 常勤監査役 | (社外監査役) | 石 島 仁 司 | Ⓜ |
| 監 査 役 | (社外監査役) | 荒 井 真 澄 | Ⓜ |
| 監 査 役 | (社外監査役) | 内 野 直 忠 | Ⓜ |
| 監 査 役 | (社外監査役) | 石 川 伸 治 | Ⓜ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、現時点におきましては内部留保の充実を図り、経営と雇用の安定に備えることとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は28,905,380円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第43条（剰余金の配当等の決定機関）及び第44条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第48条（期末配当金）及び第49条（中間配当金）を削除するものであります。
- (3) 条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現 行 定 款                                           | 変 更 案                  |
|---------------------------------------------------|------------------------|
| 第1章 総則                                            | 第1章 総則                 |
| 第1条～第4条 （条文省略）                                    | 第1条～第4条 （現行どおり）        |
| 第2章 株式                                            | 第2章 株式                 |
| 第5条 （条文省略）                                        | 第5条 （現行どおり）            |
| <u>（自己株式の取得）</u>                                  | （削除）                   |
| <u>第6条 当社は、取締役会決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> |                        |
| 第7条～第10条 （条文省略）                                   | <u>第6条～第9条</u> （現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> |
| <p>第 3 章 株主総会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>第 3 章 株主総会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p><u>第13条～第18条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><u>第12条～第17条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p><u>第19条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>第18条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/> <u>第21条</u> 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)<br/> 3 (条文省略)<br/> (新設)</p> <p>(新設)</p>     | <p>(取締役の選任)<br/> <u>第20条</u> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)<br/> 3 (現行どおり)<br/> 4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(取締役の任期)<br/> <u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)<br/> <u>第21条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                 |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/> <u>第23条</u> 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>                             | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/> <u>第22条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                                | <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から選定することができる。</p>                                                           |
| <p>第24条～第25条 （条文省略）</p>                                                                                                                           | <p>第23条～第24条 （現行どおり）</p>                                                                                                                                    |
| <p>（取締役会の招集通知）<br/> <u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/> （新設）</p>                                  | <p>（取締役会の招集通知）<br/> <u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/> 2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>第27条 （条文省略）</p>                                                                                                                                | <p>第26条 （現行どおり）</p>                                                                                                                                         |
| <p>（取締役会の決議の省略）<br/> <u>第28条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>（取締役会の決議の省略）<br/> <u>第27条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                            |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                       | <p>（重要な業務執行の決定の委任）<br/> <u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                     |

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)<br/> 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> | <p>(取締役会の議事録)<br/> 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |
| <p>第30条 (条文省略)</p>                                                                                          | <p>第30条 (現行どおり)</p>                                                                                    |
| <p>(取締役の報酬等)<br/> 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>                                                       | <p>(取締役の報酬等)<br/> 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役を<u>区別して</u>、株主総会の決議によりこれを定める。</p>          |
| <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>                                                                                      | <p>(削除)</p>                                                                                            |
| <p>第32条～第42条 (条文省略)</p>                                                                                     | <p>(削除)</p>                                                                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>                                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p>                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>第32条 <u>当会社は監査等委員会を置く。</u></p>                                                                      |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>                                                                               |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>                                                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p>                                       |

| 現 行 定 款                                                             | 変 更 案                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p>                                                         | <p>(監査等委員会の決議)<br/> <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>               |
| <p>(新設)</p>                                                         | <p>(監査等委員会の議事録)<br/> <u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                         | <p>(監査等委員会規程)<br/> <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                          |
| <p>第6章 会計監査人<br/> <u>第43条～第45条</u> (条文省略)</p>                       | <p>第6章 会計監査人<br/> <u>第38条～第40条</u> (現行どおり)</p>                                                                      |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <u>第46条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> | <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                               |
| <p>第7章 計算<br/> <u>第47条</u> (条文省略)</p>                               | <p>第7章 計算<br/> <u>第42条</u> (現行どおり)</p>                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                         | <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/> <u>第43条</u> 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議で定めることができる。</p>     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(期末配当金)<br/> 第48条 当社は、株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)<br/> 第49条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)<br/> 第50条 (条文省略)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)<br/> 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br/> 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。<br/> 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)<br/> 第45条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(5名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。)4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                                                    | のざわ やじま<br>野沢八千万<br>(1947年11月29日生) | 1976年11月 ノザワ創業<br>1981年12月 株式会社ノザワハッピーフーズ事業本部設立 代表取締役社長<br>1983年7月 ノザワハッピーフーズ株式会社に社名変更 代表取締役社長<br>1996年11月 株式会社フライングガーデンに社名変更 代表取締役社長(現任)                                                                                  | 416,390株           | なし                  |
| 選任理由<br>野沢八千万氏は、当社創業者として、長年にわたり経営の指揮をとり、企業価値の向上に貢献してきました。今後も代表取締役として引き続き経営を担うため取締役候補者といたしました。                                                                        |                                    |                                                                                                                                                                                                                            |                    |                     |
| 2                                                                                                                                                                    | のざわ たかふみ<br>野沢卓史<br>(1979年8月2日生)   | 2011年1月 当社入社<br>2013年2月 当社社長室長<br>2013年6月 当社取締役社長室長<br>2014年6月 当社常務取締役社長室長<br>2014年7月 当社常務取締役営業支援本部長兼 社長室長<br>2017年6月 当社専務取締役営業支援本部長兼 社長室長<br>2017年7月 当社専務取締役品質管理室長<br>2018年6月 当社代表取締役副社長<br>2020年7月 当社代表取締役副社長兼 営業本部長(現任) | 66,124株            | なし                  |
| 選任理由<br>野沢卓史氏は、当社入社以来、常務取締役社長室長、専務取締役品質管理室長として実績を積み、組織力の強化や衛生管理の徹底に寄与してきました。2018年6月からは代表取締役副社長として、経営を担っております。今後もこの経験・知見を経営に活かすことにより、当社の発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                            |                    |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 3                                                                                                                                      | かたやなぎのりゆき<br>片柳紀之<br>(1960年9月21日生) | 2005年8月 当社入社 管理部長代理<br>2005年10月 当社管理部長<br>2007年6月 当社取締役管理部長<br>2008年7月 当社取締役財務部長<br>2020年6月 当社常務取締役財務部長<br>2020年7月 当社常務取締役営業支援本部長<br>兼 財務部長<br>2021年3月 当社常務取締役営業支援本部長<br>(現任)                                                                                                                                                                    | 2,224株              | なし                  |
| 選任理由<br>片柳紀之氏は、当社入社以来、取締役管理部長、取締役財務部長、常務取締役営業支援本部長として実績を積み、当社の財務体質の改善に寄与してきました。今後もこの経験・知見を経営に活かすことにより、当社の発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                     |                     |
| 4                                                                                                                                      | ながのさとし<br>長野 令<br>(1959年7月1日生)     | 1982年2月 当社入社<br>2008年7月 当社人事部長<br>2009年6月 当社取締役人事部長<br>2009年6月 当社取締役業務統括部長 兼<br>人事担当部長<br>2010年7月 当社取締役業務統括部長<br>2011年6月 当社常務取締役内部統制担当<br>2011年7月 当社常務取締役内部統制担当<br>兼 内部監査室長<br>2012年7月 当社常務取締役営業部門管掌<br>2013年2月 当社常務取締役<br>2014年7月 当社常務取締役営業本部長<br>2016年12月 当社常務取締役営業本部長 兼<br>立地開発部長<br>2017年6月 当社取締役営業本部長 兼<br>立地開発部長<br>2017年7月 取締役立地開発部長 (現任) | 5,068株              | なし                  |
| 選任理由<br>長野令氏は、当社入社以来、人事部門、営業部門、立地開発部門等幅広い業務に携わり、立地開発部門では、当社出店戦略の骨格を担ってきました。今後もこの経験・知見を経営に活かすことにより、当社の発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。     |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                     |                     |

- (注)
1. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の9ページに記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  2. 所有する当社の株式の数には役員持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1<br>※ | はま たけ とし あき<br>浜 竹 敏 明<br>(1955年3月1日生)                                                                                                         | 2007年4月 当社入社<br>2008年2月 当社経理部長<br>2020年3月 当社経理部 参与(現任)                                                                                      | 1,400株             | なし                  |
|        | <p>選任理由</p> <p>浜竹敏明氏は、当社入社以来、経理部長として長年当社の経理業務に精通しており、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を図れるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>       |                                                                                                                                             |                    |                     |
| 2      | せき ね のり つぐ<br>関 根 則 次<br>(1956年1月20日生)                                                                                                         | 1982年10月 クーパース&ライブランド<br>会計事務所入社<br>1987年8月 公認会計士登録<br>1988年4月 関根公認会計士事務所<br>所長(現任)<br>2000年5月 当社社外取締役(現任)                                  | 2,548株             | なし                  |
|        | <p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>関根則次氏は、公認会計士としての専門性を活かし、経営管理の観点等から当社の経営に有用な助言・提言をしていただけることから、今後も引き続き社外取締役の職務を適正に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                             |                    |                     |
| 3      | いし じま ひと し<br>石 島 仁 司<br>(1947年5月11日生)                                                                                                         | 1966年4月 株式会社関東銀行(現株式会社筑<br>波銀行)入行<br>2000年4月 同行結城支店長<br>2002年7月 株式会社広沢製作所(現株式会社<br>廣澤精機製作所)入社<br>2007年1月 広沢商事株式会社取締役<br>2016年6月 当社常勤監査役(現任) | 711株               | なし                  |
|        | <p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>石島仁司氏は、長年にわたる銀行員としての豊富な経験と幅広い知識や他社での取締役としての経験を活かして当社の経営を監査、監督していただいていると判断したため、社外取締役候補者いたしました。</p>                   |                                                                                                                                             |                    |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                     | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株<br>式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                         | いしかわ しんじ<br>石川 伸治<br>(1953年8月14日生) | 1977年4月 協同乳業株式会社入社<br>1979年9月 武田典章税理士事務所入所<br>1983年7月 公認会計士内野直忠事務所入所<br>1995年3月 税理士登録<br>2002年4月 ウチノ税理士法人代表社員就任<br>2006年6月 当社補欠監査役選任<br>2007年6月 当社補欠監査役選任<br>2008年6月 当社監査役(現任)<br>2018年9月 石川伸治税理士事務所 所長<br>(現任) | 2,224株              | なし                  |
| <p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>石川伸治氏は、税理士としてこれまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして客観的な立場から当社の経営を監査、監督していただいていると判断したため社外取締役候補者となりました。また、石川伸治氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士として税務及び会計に精通され、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                 |                     |                     |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 関根則次氏及び石島仁司氏並びに石川伸治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関根則次氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって21年になります。
- 石島仁司氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
- 石川伸治氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年になります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の9ページに記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、石川伸治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案が承認された場合は、石川伸治氏に加え、関根則次氏及び石島仁司氏を独立役員とする予定であります。
6. 所有する当社の株式の数には役員持株会における持分を含んでおります。

#### 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社取締役の報酬の額は、2002年6月29日開催の第21期定時株主総会において年額150百万円以内とご決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額150百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告9ページに記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額20百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名(うち社外取締役3名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

監査役荒井真澄氏及び監査役内野直忠氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

また、取締役宮村哲也氏は2021年3月31日をもって退任いたしました。

つきましては、取締役宮村哲也氏、監査役荒井真澄氏及び監査役内野直忠氏の3氏に対し、その在任中の労に報いるため、役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び役員退職慰労金規程に沿って、取締役会での議論を経て決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                |
|------|-------------------|
| 宮村哲也 | 2009年6月 当社取締役     |
| 荒井真澄 | 2002年6月 当社監査役（現任） |
| 内野直忠 | 1989年7月 当社監査役（現任） |

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：栃木県小山市犬塚二丁目29番2号

メゾン エルミタージュ

TEL 0285-21-4122



交通 ●小山駅（東北新幹線、両毛線、東北本線、水戸線）東口より  
タクシー利用で5～10分

●東北自動車道

佐野・藤岡インターチェンジ小山方面へ車で約35分

注：国道4号線・市内は時間帯により混み合います。

<お土産品の配布について>

今回の株主総会ではお土産品の配布を中止させていただきます。